

一般社団法人 薬学教育協議会 定款施行細則第 1 号

会員規則

(目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人薬学教育協議会 定款第 5 条、第 6 条及び第 7 条に基づき定める。

(会員の種類と資格)

第 2 条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員の 2 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法)上の社員とする。

2 正会員は、この法人の理念・目的に賛同し、この法人の事業を支える次の各号の者とし、所定の入会申請を行い、理事会で入会が承認された者とする。

(1) 大学正会員 薬学系学部、学科、または薬系大学院を有する国立・公立・私立大学

(2) 団体正会員 薬学教育に関連する法人及び団体

(3) 学術正会員 学識経験者*

*学識経験者:薬学に関する豊かな教育経験と学問上の知識をもち、かつ高い識見を有する人。または、薬学以外の専門分野において卓抜した知識をもち、教育に関する高い識見を有する人。

3 学術正会員については、理事会が社員総会の定める基準に基づきその資格を審査し、総正会員の 10 分の 1 の数を上限として入会を承認するものとする。

4 賛助会員は、この法人の理念・目的に賛同し、この法人の事業を賛助する団体または個人であって、所定の入会申請を行い、理事会の承認を得なければならない。

(入会申請)

第 3 条 入会を希望する団体または個人は、理事会が別に定める入会申込書(様式 1-1 または様式 1-2)により、代表理事に申し込むものとする。

2 大学正会員及び団体正会員にあつては、大学及び団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者(1 名に限る。以下「社員代表者」という。)を定め、届け出なければならない。

3 受理した入会申請書は事務局で保管し、入会が承認された会員には代表理事名で会員承認証(発行番号付)を発行する。

(社員代表者の変更の届け出)

第 4 条 大学正会員及び団体正会員が社員代表者を変更するときは、速やかに変更届(様式 2)をこの法人の代表理事に提出しなければならない。

(退会)

第 5 条 会員がこの法人から任意に退会しようとするときは、退会を希望する 1 か月前までに、この法人の代表理事宛に退会届(様式 3)を提出しなければならない。

(会費)

第 6 条 会員は会費を期日までに納入しなければならない。

2 会費の有効期間は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる1年とする。

3 正会員の入会金は5万円とする。ただし、団体正会員(C)、学術正会員及び賛助会員の入会金は0円とする。

4 正会員の年会費は次の通りとする。

(1) 大学正会員 35 万円

(2) 団体正会員(A) 20 万円

(3) 団体正会員(B) 10 万円

(4) 団体正会員(C) 0 円

(5) 学術正会員 0 円

5 賛助会員の年会費は、次の通りとする。

(1) 団体会員 一口 5 万円、一口以上

(2) 個人会員 一口 1 万円、一口以上

6 納入された会費は返還しない。

附則 この規則は平成 25 年 6 月 28 日から施行する。